

平成28年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 2 月 7 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 議案第99号 平成28年度四万十町医療用機器購入事業に係る売買契約の締結について
- 第7 議案第100号 平成28年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について
- 第8 議案第101号 損害賠償の額を定めることについて
- 第9 議案第102号 町道路線の認定について
- 第10 議案第103号 第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定について
- 第11 議案第104号 第2次四万十町中期財政計画の策定について
- 第12 議案第105号 四万十町地域交流拠点施設条例について
- 第13 議案第106号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第107号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第108号 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第109号 四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第110号 平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第111号 平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第112号 平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第

2号)

第20 議案第113号 平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算 (第2号)

第21 議案第114号 平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算 (第2号)

第22 議案第115号 平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

第23 議案第116号 平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第24 議案第117号 平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)

第25 議案第118号 平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

第26 議案第119号 平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

第27 議案第120号 平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

第28 議案第121号 平成28年度四万十町水道事業会計補正予算 (第1号)

第29 陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

~~~~~

出席議員 (18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

~~~~~

欠席議員 (0名)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

|                  |           |           |           |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長              | 中 尾 博 憲 君 | 副 町 長     | 森 武 士 君   |
| 政 策 監            | 山 脇 光 章 君 | 会 計 管 理 者 | 左 脇 淳 君   |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 樋 口 寛 君   | 危機管理課長    | 野 村 和 弘 君 |
| 企 画 課 長          | 敷 地 敬 介 君 | 農林水産課長    | 長谷部 卓 也 君 |
| 商工観光課長           | 下 藤 広 美 君 | 税 務 課 長   | 永 尾 一 雄 君 |
| 町民環境課長           | 植 村 有 三 君 | 建 設 課 長   | 佐 竹 一 夫 君 |
| 健康福祉課長           | 山 本 康 雄 君 | 上下水道課長    | 高 橋 一 夫 君 |
| 教 育 委 員 長        | 谷 脇 健 司 君 | 教 育 長     | 川 上 哲 男 君 |
| 教 育 次 長          | 熊 谷 敏 郎 君 | 学校教育課長    | 杉 野 雅 彦 君 |
| 生涯学習課長           | 辻 本 明 文 君 | 農業委員会会長   | 林 幸 一 君   |
| 農業委員会事務局長        | 西 谷 久 美 君 | 代表監査委員    | 中 岡 全 君   |
| 総務課財政班長          | 大 元 学 君   | 政 策 監     | 田 辺 卓 君   |

大正地域振興局

|           |           |        |           |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| 局長兼地域振興課長 | 山 脇 一 生 君 | 町民生活課長 | 佐々木 優 子 君 |
|-----------|-----------|--------|-----------|

十和地域振興局

|           |           |        |         |
|-----------|-----------|--------|---------|
| 局長兼地域振興課長 | 竹 本 英 治 君 | 町民生活課長 | 林 久 志 君 |
|-----------|-----------|--------|---------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8 番水間淳一君及び10番味元和義君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 5 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から協議の結果についてご報告申し上げます。

会期日程は、本日12月 7 日から16日までの10日間であります。一般質問は10人でございます。

具体的に申し上げますと、12月 8 日、明日は各常任委員会をお願いしたいというふうに思います。そして、12月 9 日は全員協議会になっておりますけれども、中期財政計画及び総合振興計画の勉強会を議場で行います。一般質問は、12月13日 4 人、そして12月14日 4 人、12月15日 2 人ということになっております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りたいと思います。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 7 日から12月16日までの10日間であります。

お諮りします。

平成28年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年第 4 回定例会の会期

は本日から12月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成28年10月1日、窪川四万十会館で開催されました第28回「星空の街・あおぞらの街」全国大会に、議長ほか16名の議員が出席しました。

平成28年10月4日から7日、友好交流協定を締結している韓国高敞郡からの使節広報団招請に応じ、高敞郡伝統歴史文化祭「第43回モヤンソン祭」に、町長と共に議長が出席しました。

平成28年10月13日、香川県高松市で開催されました第57回四国地区町村議会議長会研修会に、議長ほか15名の議員が出席しました。

平成28年10月18日から20日、平成28年度四万十町議会議員県外視察研修を実施。先進地を訪問し、宮崎県綾町では、ふるさと納税の概要と、活用事業「ふるさと納税で行く綾町の旅」について。熊本県八代市では、木の駅やっちろゴロタン・地域通貨券の概要と、平成27年度の実績と課題、今後の方向性について。熊本地震現地視察。熊本県山鹿市では、山鹿小学校の内装木質化の概要と現地視察について、議長ほか14名の議員が視察研修しました。

平成28年10月23日、大阪市で開催されました高知県人会近畿連合会設立44周年記念「第4回ふるさと土佐交流会」に、議長、副議長、橋本章央議員、酒井議員、古谷議員が出席しました。

平成28年10月25日、四万十町高齢者安心生活支援住宅開所式に、議長、副議長、堀本総務常任委員長、下元真之教育民生常任委員長、槇野産業建設常任委員長、中屋広報広聴常任委員長が出席しました。

平成28年10月27日、窪川四万十会館で開催されました四万十町戦没者追悼式に、議長ほか17名の議員が出席しました。

平成28年11月10日から11日、駐広島大韓民国総領事館へ表敬訪問し、本町との友好都市

協定を締結している韓国高敞郡を含めた韓国全体への四万十ヒノキの流通販売等、将来に向けた木材の需給について、四万十町及び関係者同行の上、総領事との意見交換及び協議を行うため、町長の議員派遣要請に応じ、味元議員が出席しました。

平成28年11月25日から26日、熊本県山鹿市で開催されました石の風ぐるま友好都市交流事業に、議長、味元議員、林議員が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、町長行政報告をさせていただきたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席のもと、平成28年12月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。開会に当たりまして、さきの9月議会定例会以降の主要な行政運営等に関しましてご報告を申し上げます。

まず初めに、第2次四万十町総合振興計画についてでございます。

本議会に提案をしております第2次四万十町総合振興計画の策定に当たっては、これまでや今後のまちづくりに対する町民の声を広く反映できるよう、町民を対象として第1次総合振興計画の取組や人口減少に関するアンケート調査を行ったほか、学生を対象としたアンケート調査、主要な産業団体等のヒアリング調査、まちづくりワークショップなどを行ってきたところでございます。

本年6月には素案を取りまとめ、この計画に関する諮問機関であります総合振興計画審議会に諮問を行い、11月に答申をいただいたところでございます。答申では、意見公募による意見の反映を含む一部修正と「町民への周知・共有」「協働のまちづくりの推進」「地方創生の推進」「進行管理の強化と評価による着実な計画の推進」を要望するとなっていましたので、その後、庁内で設置している総合振興計画推進本部において、答申を基本とした計画の最終案を取りまとめたところでございます。

本計画の目指す「まちの将来像」については、本町の合併後10年という短い歴史を考慮

し、長期的に継続して取り組むべきと考え、第1次総合振興計画を継承し、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」としています。まちづくりの基本方針については、本町の現状と課題を踏まえ、わかりやすいものとするため、「産業づくり」「人づくり」「自然環境づくり」の三つの視点からまとめました。今後は、それぞれの基本方針に基づく政策目標の実現に向けて、各種施策によるまちづくりを推進していくこととしております。

続いて、四万十町高校応援大作戦についてでございます。

本町では、人口減少社会を見据えたまちづくりを進めるため、現在及び将来のまちを支え発展させる人づくりを最重要課題として、戦略的に取り組んでいるところでございます。

この取組の中では、人材育成の場である県立窪川高校と四万十高校の現状と課題を踏まえ、生徒自身と高校本来の魅力を高め、入学者の増加と活性化を目指したプロジェクト「四万十町高校応援大作戦」を展開しておりまして、柱となる高校生対象の町営塾「じゅうく」を11月1日に開塾し、学習や交流機会の提供を行っているところでございます。この町営塾が、進学や就職に必要な学力の向上、希望する進路の実現につながればと期待しているところでございます。

学校の存続と魅力化は、地域の課題であるとともに、まちの将来に直結する課題でございます。町内高校の生徒を積極的に支援するこの「四万十町高校応援大作戦」を契機として、地域で育つ子どもたちの未来を、町民の皆様を始め、地域総ぐるみで後押しできるよう取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、奥四万十博クロージングについてでございます。

高幡広域5市町の連携で本年4月10日に開幕いたしました「2016奥四万十博」が12月25日に閉幕となります。

この博覧会は、各市町の観光資源やイベントなどを磨き上げ、博覧会の期間中に多くの来訪者にリピーターとなっただけのための受入れ体制の整備と閉幕後の来訪者増加につながる観光振興を推進するために、地域を広くPRし、多くの方に奥四万十の魅力を知っていただき、訪れていただく旅の誘客キャンペーンとして開催してきたところでございます。

9か月余りの開催期間中には、各市町の地域の観光施設や各種のイベントなどに町内外から多くの方に訪れていただきましたが、フィナーレを迎えることとなりましたので、

12月23日の金曜日に、旧役場本庁舎跡地の駐車場をメイン会場としてクロージングイベントを開催するものです。

開催会場である本町では、高幡5市町の奥四万十博推進協議会や商工会、観光協会と連携し、関係する商店の皆様や住民の方のご理解とご協力をいただきながら、町の観光施設や商店を生かした企画を検討しており、多くの来場者をお迎えする準備を進めております。住民の皆様には、当日のイベント内容が決まり次第、チラシや広報、ケーブルテレビ等を通じてお知らせいたしますので、ご来場をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この奥四万十博期間中にサポーターとしてご支援とご協力をいただきました事業者や住民の皆様を始め、関係各位の皆様にお礼を申し上げます。

続きまして、民泊事業についてでございます。

本町の宿泊施設については、利用者が減少傾向にあり、観光振興の面からも対策が必要となっていますが、大規模な公共宿泊施設の整備には多額の経費や運営などに課題があるため、商工会や観光協会と協議・検討し、実施が可能な民泊事業を進めていくこととしております。

まず第1弾として、来年3月末に開催する四万十川桜マラソンのランナーを対象としたイベント民泊事業に取り組みます。

民泊事業については、旅館業法を始め食品衛生法や消防法上で宿泊業務の内容や機器の設置などに課題がありますが、現在、国が民泊の緩和を踏まえた旅館業法の見直しを行っていますので、その内容を注視しながら進めていく予定でございます。

最近では、空き家住宅をゲストハウスやお遍路ハウスに活用する事例などもあり、このような活用方法も踏まえた取組により、地域特性に沿った宿泊施設を増やしながら、本町の自然環境や地域の暮らし体験を観光資源とした着地型観光を推進していきたいと考えております。

この民泊事業を推進するため、町民の皆様を始め観光協会、商工会等、関係機関の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第11号を報告後、日程第6、議案

第99号から日程第9、議案第102号までの4議案を上程説明、審議、採決後、日程第10、議案第103号から日程第28、議案第121号までの19議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定しております。日程第29、陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第5、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第11号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、本年8月8日に大正中学校ソフトボール部が部活動を行っていた際、打球が防球ネットを越え、プール横の駐車場に駐車していました車のフロントガラスを直撃し、車体を損傷したことによるものでございます。

この度、被害者との間で車体の修理費用といたしまして10万6,600円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第6、議案第99号平成28年度四万十町医療用機器購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第99号平成28年度四万十町医療用機器購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成17年2月に導入し、11年を経過した大正診療所の1列のX線CT装置につきまして、保守部品の取扱業者における保有期間が終了していることにより、保守部品の入手が困難な状況にあることから、診療所の複合的かつ適切な画像診断が行える体制整備のため、新たなX線CT撮影装置を導入するものでございます。

導入予定の16列マルチスライスCTにつきましては、シングルCTに実現できなかった頭部、腹部、動脈を含むほぼ全身の3D撮影が可能であり、短い検査時間でより多くの情報を得ることができる装置でございまして、また、放射線検査時の被ばく量につきまして

も、現在の装置に比べ50%から90%ほど少なくなり、最適な検査が提供できるようになるものでございます。

業者決定の方法につきましては、価格面のみ競争入札に適さないと判断し、指名型プロポーザル方式を採用いたしまして、機器購入選定委員会による提案書の評価と見積もり価格による価格評価を行いまして、合算した点数が最上位の業者を落札業者といたしました。

プロポーザルの実施状況でございますが、6月30日に3者を指名し、提案書の提出を求め、7月13日に提出されました提案書の評価と事業者プロポーザルが実施されまして、機器購入選定委員会の評価点が決定され、8月5日には、合算した評価点が最も高い中澤氏家薬業株式会社を最優秀提案事業者として選定した旨の報告を受けたところでございます。

この報告に基づきまして、四万十町医療用機器購入事業の落札業者を中澤氏家薬業株式会社に決定し、3,580万2,000円をもって売買契約を締結しようとするものでございますので、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 先ほどの町長からの説明の中に機器購入選定委員会という名前がありましたが、この選定委員の方々はどういう方々であるか説明を受けたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） ご答弁申し上げたいと思います。

選定委員会の組織体制でございますが、医師2名と看護長、そして放射線技師、それと事務長の5名でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

（16番西原眞衣君「16番」と呼ぶ）

西原真衣君に申し上げます。続いてある場合には、すぐに挙手をしていただきたいというふうに思います。

西原真衣君。

○16番（西原真衣君） もう一点伺います。

提案の確認、参加者の機器調達に関わる提案内容が町の要求水準及び性能に適合しているかの確認をCT装置一式仕様書に基づき行う。このCT装置一式仕様書というものは、どなたが作成したものであるか説明を受けたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 4月1日に設置しました選定委員会で決定をしております。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 決定ということが十二分に分かりかねます。仕様書の作成が選定委員会でなされたと受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） そのとおりでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） まず、予定価格について伺いをしたいと思います。

追加資料の中で、価格審査、この中に予定価格の範囲外の参加者は失格とするという項目がございますが、予定価格について伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 今回のものはプロポーザル方式でございまして、プロポーザル方式というのは随意契約ということになります。それで、この予定価格につきましては、昨年10月に県のほうに平成27年度の要望調書というものを提出しております。その際、業者から見積書の提出をいただいております。この見積書の金額が3,672万円、本年度の当初予算に上げさせていただいたものとなっております。この金額をもって予定価格といたしました。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） プロポーザル方式ですので、最終的には総合点の高いほうということになりますが、ちょっと気になるんですが、いただいた資料の中の一番最後のページ

ですが、本体価格の点数、それから保守価格の点数、これについては二番目に上げられている業者のほうの点数がよろしいんですが、将来的なこと、こういうところは検討されたんでしょうか。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 総合評価点を決める段階におきまして、もちろん価格点、そして非価格点、これをどれぐらいにするかということの検討をまず初めにしました。総合評価におきましてはプロポーザルと違いますが、総合評価におきましては、価格と非価格点は1対1が原則というふうに決められております。そこで、私どもも、非評価点を提案書の点数450点、プレゼンテーション50点、これを非評価点として500点と。それから、価格につきましては、本体価格の点数、そして保守価格の点数、250点ずつで500点というふうな1対1を目指して上げさせていただきました。

今のご質問の、2位の業者のほうは20.04点、価格においてはいいわけですが、非評価点では96.19ポイント、1位業者のほうがいいと。将来的なことを考えまして、決定は1位業者に決めたということでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） このプロポーザル方式で3者について指名入札した、申入れをしたということですが、あとの2者については名前がありませんけれども、これは掲示をするものではないでしょうか。

それから、もとのX線の機械はどこから購入したものでしょうか。お分かりになればご答弁ください。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 答弁申し上げます。

3者につきましては、中澤氏家薬業株式会社、これは東芝の機械を扱っている業者でございます。そして、株式会社日立製作所、日立の製品です。そして、GEヘルスケア・ジャパン株式会社、これは横河の製品を扱っておる、国内の3大メーカーというふうに私どもは思っております。この中で、1者、GEヘルスケア・ジャパン株式会社につきましては、入札辞退というか、プロポーザル辞退の報告を受けたところでございます。

それと、1列の機械の納入業者につきましては、現在、正しい回答を持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

（7番岩井優之介君「了解です」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけお伺いします。

先ほど4番議員のほうからも、プロポーザルの1、2、3、4点の中で、本体価格とか保守の面が質問ありましたけど、私のほうは、一点目の、450点の提案書の点数ですよ。この差が1位業者と2位業者で一番大きいと。当然、450点、約半分の点数になっておりますので当たり前ですけれども。このプロポーザルの提案があった差ですよ。先ほど、説明書にもありますけれども、今回の予定の新しいこれは、被ばく量が少ないとかいろんな説明がありましたけれども、この1位業者と2位業者の提案書の一番の大きな違い。多分これは機械的な性能の面だと思うんですけれども、その点だけちょっとお伺いをします。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） お答えしたいと思います。

非評価点では127項目の項目を設けまして評価したところでありまして、一番重要と考えた点は、CT装置で最重要と考えた点が医療被ばく問題、被ばくを受けるという問題、そして、適切で患者に優しいという操作性の問題を考えました。この二点について1位の業者のほうが高かったということです。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第99号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号平成28年度四万十町医療用機器購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第99号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第7、議案第100号平成28年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第100号平成28年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在、十和地区において運行中のスクールバス、地吉・古城線と大道・久保川線の2路線に使用しておりますバスが老朽化していることにより、その更新を目的として2台購入するものでございます。

本契約につきましては、3者による指名競争入札に付しましたところ、日野自動車株式会社が1,057万400円をもって落札いたしましたので、落札金額に8%の消費税及び地方消費税84万5,632円を加えた1,141万6,032円により売買契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、町長のほうから説明がありました。この点について執行部に聞きたい点が二点ほどあります。

まず、29人乗りのバスを2台というような感覚がありますが、その中で、説明書の中にありますように、「老朽化した」と書いておりますが、キロ数の関係ですね。どれぐらい走って老朽化したか。執行部、これが全然分かりませんよ、この辺が。ただ老朽化したので買い替えするがじゃなしに、何km乗ってあれになっていると。その辺をお聞きするのと、そして、10年後を見据えた、生徒数の減少が今、起きているわけですね、少子化時

代に入って。そのことを見越して29人乗りのバスを必要にしているのか。私だったら、将来、10年後を見たときに、生徒数も少なくなるし、十何人乗りのバスがあると思います。その辺の買い替えをするのは当然じゃないかと思っておりますが、その二点、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） この二つのバスの走行キロ数ですけれども、一つ目は20万4,460km、それから、もう一つ目が38万7,817kmです。これが走行距離です。

この二つのバスなんですけれども、一つは十川小学校、地吉・古城のほうに、それから、もう一つは十川小中学校の大道・久保川のほうへ向いて運行しております。これは、休みの日には中学校の部活動等の運行に使ったり、あるいは学校の校外への行事等でも使用されております。そうした場合に、やはりたくさん乗ることもありますし、それから、部活にしましても、荷物等も運びますので、29人乗りということでさせていただきました。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、説明がありました。1台については20万km、もう1台については38万kmと言っておりましたが、今の車、ディーゼルと思いますが、私もディーゼルを使っておりますが、多分、50万km、60万kmは、ゆっくり、オイルさえ換えりゃあ乗れるわけですね。ただ老朽化になったから買い替えるんじゃないしに、我慢するところは、1台については20万kmだったらまだ相当乗れると思いますよ、本当に。もったいないと言ったら悪いですけど、下取り、どこへ出すか知らんですけど、今ごろ、イラン人が騒いで本当に買っていくような時代です。私もトラックは売った経過もありますので。その中で、下取りはどれぐらいで出すのか、それだけお聞かせ願いたいと思います。この二点。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 下取りのほうでということですが、まだどれぐらいという予定のほうは、まだこちらのほうが立っておりません。

それから、また、修理料等もかさんでおりますので、そういうことも考慮させていただきました。

以上です。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 先ほどの林議員の質問に対する答弁を受けてちょっと聞きたいことがあります。

まずは、走行距離が倍違うということなんですね。片方が20万4,400km、片方が38万km、これ、倍違いますね。この倍の距離をもってして老朽化と一律に見直している、ここに非常に疑問があります。それについての追加答弁を。

あと一点、29人乗りのバス、これ、やっぱり疑問に感じました。子どもの数は確かに減っている。それで、まず確認したいことがあります。この2台のスクールバスの乗車人数、つまり、どのぐらいの、何人ぐらいの生徒が現況で利用しているかですね。

それと、あと一点、部活とか学校行事のために荷物をたくさん運ぶ、そのためには29人乗りが必要だと、さっき学校教育課長の答弁がありました。であれば、部活、それから学校行事、1台が29人で、あと1台はもっと少ないサイズでもいいんじゃないかと。2台とも学校行事、部活のために大型化する必要はないのではないかと思います。これに関する追加説明を求めます。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） まず、登録年度が、平成15年に両方とも初年度の登録をしております。購入ということになっています。それで、キロ数が両方とも違うわけですが、年数もそれぐらいたっているということもありますし、それから、道に関しましては、真っすぐな道というよりは、坂道のほうもありますし、それから曲がり道もありますし、そういうことで、公道の走る道と比べたら、やっぱり相当傷んできているという点もございます。それから、先ほどの修理のほうのお金もありますし、費用もありますし、老朽化のほうはされてきているということで、中のシートのほうも、透明シートなんですけれども、大分剥がれてきているという現状もございます。

それから、今、子どもたちの乗っている人数ですけれども、久保川線ですね。

（16番西原眞衣君「いや、違います。この買い替えの路線です。」と呼ぶ）

買い替え路線の大道・久保川線が、今、16名、それから、地吉・古城線が8名の子どもたちが乗っております。

それから、部活の場合も、土日によく試合もございますので、そういうときはそれぞれ一つのバスというより、二つのバスでやはり行かんといきませんので、そういうところも

またバスが必要であると、大型バスもやっぱり必要となってくるということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） この案件につきましては、締結の案件です。詳しい中身については予算審議の中で行っていただいたらいいのかなというふうに思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号平成28年度四万十町教育委員会スクールバス購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、議案第101号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第101号損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本町の教育研究所職員が平成28年10月19日、北ノ川中学校へ向かう途中に発生いたしました自動車物損事故に係る損害賠償の額を定めようとするものでございます。

50万円以下の損害賠償につきましては、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長

専決処分事項によりまして専決処分を行い、その後、一番早い議会でご報告しておりますが、本件につきましては50万円を超える51万7,000円に定めようとするものでございますので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 一連の損害賠償の額を定めることについては保険で賄いをしておるというふうに思うわけですが、その見積もりですね。そういった事故が起きた場合の損傷事故、その見積もりは1業者によっての見積もりになっておるのか、あるいは2業者あたりでその損害の修理の額を認めておるのか、その点だけ。どのような方法でやっておるのか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

見積書につきましては、その被害に遭った方から依頼のあった自動車会社からの見積書、1社の見積もりによって行っております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 一つだけ。この説明資料を見れば、全て職員のほうに非があると。止まって、停車して右折する信号機のあれへ後ろからぶつけているということで、これはほとんど100%悪いと。前回、この前も職員に事故があったと。うちの従業員に後ろから、止まっちゃうがをぶつけたという事故もあっております。

このような事故が続いているということに対して、事故を起こした職員の注意、それから罰則というのはあるのか。こういう事故が起こるということは、非常に注意が欠けていると。それから、非常に仕事が忙しくて注意力が落ちているとか、いろいろ考えられると思いますが、その辺は十分に精査しているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） この度、職員が事故を起こしまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

まず、この事故を起こした場合の罰則というのは特にございません。それで、事故を起こしまして、その日に、直ちに教育長、それから課長が本人に会って直接指導しております。

それから、教職員による不祥事がここ最近増えているわけでありますので、毎月、校長会を行っております、教職員につきましては、教育長より毎回、交通安全のみならず、不祥事撲滅ということで、服務規律の確保、そういったことの徹底について指導しているところであります。

今回、事故を起こしたわけでありますが、不注意によるもので、全くこれからはないというわけではありませんが、こういう事故を起こさないようにして、指導のほうを強めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもお答え申し上げたいと思います。

職員の公務中の事故、また私用中の事故もありますが、特にこの1年半くらい前に非常にそれに危機感を持ったところです。それまでは事故報告書のみが上がってきておりました、誰がやったのかというのがちょっと自分では把握できませんでした。個人を特定するわけではないですけども、やはり本人の交通安全に対する意識の高揚という部分では、てん末書を出してもらいたいということで指導しました。現在、事故報告とともに、てん末書が上がってきています。さらには、それに加えて総務課長、交通安全の管理者でございますので、そこにしっかり報告をして、指導を受けるようにということで、今、そういったことで指導しております。

この10月31日にも職員に対して、飲食等々の問題といいますか、私の思いをしっかりと伝えたいということで、副町長とそれぞれの課、局へ回って、交通事故の、小さな事故ですけども、大きな事故につながるよということで指導もしたところです。せんだっては交通安全教室も開いて一応やっていますけども、小さな事故というのはなかなか皆無にはなりませんので、今後、引き続きそういったことを各管理職の指導のもとに気を付けていくように、さらに徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 注意をしたりしていると。教育もしていると。それから、なかな

か小さな事故はなくならないと。それは、私も十分、交通安全指導員もして、いろいろな事故も見ておりますので、分かっております。だけど、このような、相手方車両が減速し、停車して右折しようとしたところへぶつけたと。こんなのは常識で考えられませんよ。ぼ一っとしておったとか、お酒を飲んでいたとか、そういうこと以外にこういう事故が起きたらいけませんよ。もしこれが人身事故だったらどうなるか。そこに対して罰則がないと。こういうことでは絶対に事故がなくなりませんよ。やはり事故を起こしたときに双方が五分五分とか、誰が考えてもこの事故は仕方ないねというようなときは、それは大目に見ることも必要ですが、こういうように100%悪いというときには、何らかの罰則をつけるべきで、保険で済んだからええと、こういうようなことでは絶対いけないと私は思いますが、町長はこういう90%、100%こちらが悪いというときに何らかの罰則をつくると。そして、3か月、半年、1年、公用車に乗せないとか、そういうような厳しい措置もとらなければ、なかなか事故は減っていかないと私は思いますが、その点、町長はこれからの指導、そういう罰則をつけたりすることはどう考えておりますか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

職員が公務中に車を運転するということは、一応、公務の遂行上やむを得ない、必要な案件だというふうに思います。ですから、運転技術のいいか悪いかは、今後、そういった課題になりますけども、自分自身は公務中だというふうに捉えております。

公務中に発生した事故については、やはり公務の一環ということでございますので、今すぐ罰則規定を設けるとかいうことはちょっと明確なお答えはできません。やはり、そういったことでいけば、逆に私が職員の身から考えたときには、そしたら、全部運転手を構えてくださいというようなことも発生する可能性もあります。ですから、そこは公務員としてしっかり意識を持っていただいて、運転に注意していただくのが一番の最善の方法だと思いますけども、罰則という考え方ではなくて、何かそういった交通安全に対する意識の高揚が図れるようなやり方を、罰則も結局提案がございましたので含めて検討していきたいと思いますが、なかなかこの場で罰則規定を設けるというお答えはちょっとしかねるように思います。

以上です。

○議長（橋本保君） この件についても、損害賠償の額を定める件であります。それについての質疑でありますので、一般質問の中で今後の対応についてはやっていただきたいと

いうふうに思います。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は損害賠償額の金額の件でちょっと確認したいんですけど、今、10番議員が質問した中で、この説明書にありますけれども、前の外車のワゴン車、これが右に入ろうとして、多分、急にブレーキを踏んだと思うんですよね、普通に、こんな事故になると。それで、それに気付くのが遅くて、後ろから突き当てたという状況ですよ。こういった場合には、通常、多分、警察が来ていると思います。それで、それぞれの被害を、追突された外車の持ち主のほうも、当然、保険に入っていると思いますけれども。それで、今回は、公用車部分の、いわゆる職員が乗っていた分が51万7,000円でもいいですかという議案だと思うんですけども、保険会社、何か普通、交通事故をやっても、全くこっちが悪くないと思っても、例えば100%、100対0という、いわゆる警察とかが現場を確認して、それから保険会社というのはあんまりそういう事例はないように私は思いますけど、10番議員は100対0というようなあれじゃないですかね。そういうあれがちょっと、そこらあたりが分かりませんので。この51万7,000円というのは、相手方の後ろ側の部分についての額を、これを保険会社さんがこれぐらい掛かりますよということで賠償の請求が来たと、こういうことでしょうか。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

四万十町の公用車につきましては、全国自治協会の自動車事故共済制度に加入をしております。これは高知県町村会を通じてですけれども、そういった保険に加入しておるところでございまして、事故が発生しまして、事故報告を提出すると同時に、その保険会社と相手方の入っております保険会社が協議をしまして、今回につきましては10対ゼロの過失責任であるということに認定をされまして、その全額を保険金で支払うということが決定といたしますか、そういうふうに話し合いがされたところでありまして、今回、提案をさせていただいたところでございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、総務課長の説明ですと、後ろ側の公用車のほうが全て悪いという判断のもとでこの請求額が来たということですけど、ちょっと何かそこらあたり、私自身としては、やはり、ゆっくり、例えば普通の状態で運転していれば、右へ前の車がウイinkerを打って、ブレーキランプがついて右折したというのに、それに気付かずにとん

という、これであれば今言ったような割合にもなるかなと思うんですけど、そのあたりの状況が分かりません。しかし、結局、公用車の保険の関係で対処したということですが、ちょっと何か相手方のほうにも全く手落ちがあったのか、なかったのかが現状ではちょっと分かりませんので、これ以上質問することも差し控えますけれども、相手方のほうの負担分がゼロというのは、何かちょっと引っ掛かるところがあるという感じがいたします。

以上で終わります。

○議長（橋本保君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） お答えになるかは分かりませんが、状況の報告をさせていただきます。

事故を起こした場所は、大井野の葬祭センターに入るところでありまして、相手方はウインカーを打っていなかったということで、そのまま真っすぐ行くものと思って、減速して当たったということで、議員おっしゃいますように、本当に全部うちが悪いのかというようなことも思うわけですが、事故後は直ちに警察を呼びまして、現場において事故後の検証、調査もされておりますので、それをもとに保険会社のほうが判断して、下されたわけでありまして、その分をこの額として決定させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 関連して。相手方のほうからの金額査定決定時で51万7,000円出したということですが、やはり相手方だけの見積もりだと、こっち側からの見積もりというか、最低でも2社ぐらいの見積もりをとるのが、一般の個人同士の事故でしたら保険会社同士で相手が出す提示でやればいいのかもしれませんが、公用車ですので、一定の整合性を考えて、2社ぐらいはとっていただくような形をとるのが妥当じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 先ほどもお答えしましたとおり、保険に加入しておって、事故後は、その事故発生の報告をしまして、一定の書類を提出いたしますと、あとは保険会社が相手の保険会社と交渉の上、賠償額についても決定をして補

償するということになりますので、あとは保険会社の判断に任せるという形になるというふうに思っております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、10番味元和義君。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9、議案第102号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第102号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、新たな町道として、整理番号699、金上野団地3号線を認定しようとするものでございます。

当路線は、金上野団地本通り線より分岐した路線で、舗装も整備され、4戸の住宅が接しておりまして、生活道として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を図るため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号町道路線の認定についてを採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をします。10時50分までとします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの町長提案の中で訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の提案理由の中で、議案第99号の落札業者を中澤氏家薬業株式会社（なかざわうじいえやくぎょうかぶしきがいしゃ）と申し上げましたが、中澤氏家薬業株式会社（なかざわうじけやくぎょうかぶしきがいしゃ）に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10、議案第103号第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定について、日程第11、議案第104号第2次四万十町中期財政計画の策定について、以上、議案第103号及び議案第104号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第103号第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計

画)の策定について、並びに議案第104号第2次四万十町中期財政計画の策定について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第103号第2次四万十町総合振興計画(基本構想・基本計画)の策定につきましてご説明申し上げます。

平成18年3月の町村合併により誕生いたしました本町は、新たなまちづくりの指針として、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像とする四万十町総合振興計画を策定し、まちづくりを推進してまいりました。

総合計画につきましては、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けられておりましたが、平成23年の法改正により、策定は町の判断によることとなりました。本町におきましては、地方分権一括法の施行に伴い、平成23年4月に施行いたしました四万十町まちづくり基本条例の中で総合振興計画の策定を義務としておりまして、引き続き、現在まで計画に基づくまちづくりを推進してきたところでございます。

現行の計画期間が平成28年度で満了することから、平成29年度から10か年を計画年度とする第2次四万十町総合振興計画を策定するため、計画の根幹となる基本構想・基本計画につきまして、四万十町議会基本条例第11条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第104号第2次四万十町中期財政計画の策定につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、先ほどご説明申し上げました第2次四万十町総合振興計画の策定に伴い、当該計画に位置付けられた基本構想・基本計画並びに各種事業を計画的かつ効果的に推進するとともに、平成29年度以降における本町の財政運営方針を明らかにするため、第2次総合振興計画の策定に合わせて、平成29年度から平成33年度までの5か年を前期の計画期間とする第2次四万十町中期財政計画を策定しようとするものでございます。

なお、中期財政計画につきましては、これまでも平成19年11月に第1次の計画を策定し、その後、総合振興計画の見直しに合わせて毎年度見直しを行ってまいりましたが、平成28年度末をもって計画期間が満了となることから、本町における今後の財政運営の姿や課題等を明らかにするとともに、財政運営の健全性を確保しつつ、総合振興計画に位置付けられた各種事業を推進するための財源の裏付けとなる計画でございます。

本計画に示されているとおり、前期計画の最終年度となります平成33年度には、合併に伴う普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替が終了するとともに、人口の減少等に

より、平成33年度以降は収支不足が懸念されますが、本計画をもとに、これまで以上に持続的発展が可能な体質への転換を図りながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上2議案につきまして、四万十町議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第103号及び議案第104号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第103号及び議案第104号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第12、議案第105号四万十町地域交流拠点施設条例について、日程第13、議案第106号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第107号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第108号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第109号四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について、以上、議案第105号から議案第109号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第105号四万十町地域交流拠点施設条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、大正地域の地域交流拠点施設として、大正公民館跡地に「地域交流センターたのの」を整備することに伴いまして、既に制定し、運用しております四万十町地域交流センター窪川設置条例及び四万十町コミュニティセンターとおわ条例を廃止

し、新たに四万十町地域交流拠点施設条例として一本化した条例を制定しようとするものでございます。

続いて、議案第108号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。
(P36 訂正あり)

本議案につきましては、各地区の区長会の代表による組織として活動していただいております区長連絡会の組織体制や報酬等について見直しを行いまして、行政組織としての位置付けとともに、報酬につきましても変更することとしたことによるものでございます。

本条例改正の内容につきましては、区長連絡会会長、区長連絡会委員の年額報酬をそれぞれ3万円減額するとともに、出務報酬を加える変更を行うものでございまして、施行日は各地区区長の任期が始まる来年1月1日としております。

続きまして、議案第107号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

高知県人事委員会は、職員の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件につきまして調査研究を行い、去る平成28年10月19日に高知県人事委員会報告及び勧告を行い、職員の給与について所要の措置を講ずるよう勧告したところでございます。

その主な内容は、月例給は職員の給与が民間の給与を下回っていることが認められたが、この較差は極めて小さく、改定はしないこと。特別給である期末手当及び勤勉手当は、民間事業所のボーナスと比較して0.1月分下回っているため、民間事業者との均衡を図るため、勤勉手当を0.1月分引き上げることでございます。

今回の条例改正は、この勧告の趣旨に沿って職員の勤勉手当の改定を行うべく、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、職員の勤勉手当につきまして、まず、平成28年12月期の手当の支給割合を0.1月分引き上げ、0.8月分に改定し、次に、平成29年度以降の勤勉手当について、6月期、12月期の支給割合をそれぞれ0.75月分に改定するものでございます。

続きまして、議案第108号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、ひとり親家庭に対して医療費を助成することにより、ひとり親家庭の安定と福祉の向上を図ることを目的としております。ひとり親家庭医療費助成制度の医療費助成額を算定する場合の例とする「健康保険法の規定による療養に要する費用の

額の算定方法」を厚生労働省の告示の名称に合わせて「診療報酬の算定方法」と改めようとするものでございます。

続きまして、議案第109号四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成28年11月8日に高知県より取得いたしました四万十町昭和地区の旧高知県職員住宅を移住定住者用住宅として設置するため、ふるさと住宅に加えようとするものでございます。

また、併せまして、四万十町大正430番地1に接しております大正ふるさと団地の場所を明確にするため、公営住宅大正城山ハイツ内の4階、5階部分である旨の追記と、その他文言の修正を行おうとするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第105号から議案第109号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第105号から議案第109号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第17、議案第110号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第110号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、栗ペースト加工施設の整備に対する補助金や農道・水路改良工事といった国の補正予算関連事業を始め、事業遂行に当たって早急に対応せざるを得ない経費や、任意による公債費の繰上償還といった予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、電算管理費では、高知県中西部電算協議会の構成団体である須崎市が本年度末をもって脱会する意向を表明し、これにより、本町と中土佐町の2町によるネットワーク等の共同利用を維持するための再構築作業等が生じたことから、委託料で合わせて3,825万7,000円を計上いたしております。

また、企画費では、住民主体による十和地域の課題やビジョン等を話し合うため、協議会の設置に要する経費として委員謝金等で6万円を計上したほか、当初予算に計上し、移住・定住促進用住宅として改修を進めております旧県職員住宅につきまして、改修工事費に不足が生じたことから1,500万円を追加計上するなど、総務費全体で6,987万5,000円の追加補正となっております。

続きまして、4款衛生費でございますが、診療所費におきまして、昭和52年3月に建設された興津診療所兼医師住宅の耐震改修に必要な耐震診断委託料として241万円を計上したほか、斎場費では、火葬炉設備や通路の屋根改修工事費として190万円を計上する一方、簡易水道事業費では、特別会計への繰出金で3,177万8,000円を減額するなど、衛生費全体で3,342万4,000円の減額補正となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、国補正予算関連事業といたしまして、農業振興費では、しまんと新一次産業株式会社が実施する栗ペースト加工施設の整備に対する補助金として7,085万円、農地費では、農道・水路改良工事費として5,470万円、県営の地域ため池総合整備事業に対する負担金として2,177万円、林業振興費では、原木の増産体制強化に対応するため、森林組合が実施する高性能林業機械の導入に対する補助金として648万5,000円を計上するなど、国補正予算関連事業で合わせて1億5,380万5,000円となり、農林水産業費全体でも1億5,724万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、7款商工費でございますが、商工振興費の商工業振興事業助成金におきまして、商工業者等からの起業・創業に係る要望が当初の想定を上回ったため、300万円の追加計上を行うなど、商工費全体で632万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、8款土木費でございますが、土木総務費では、生活環境整備事業補助金の不足分として100万円を追加計上したほか、道路新設改良費では、国の補正予算関連事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業で8,050万円、橋梁一括点検事業で1,030万円、県道改良工事負担金で489万1,000円を計上するなど、国補正予算関連事業で合わせて9,569万1,000円を追加計上いたしております。また、住宅管理費では、町産材活用利用促

進助成事業補助金の不足分として450万円を追加計上する一方、下水道費では、吉見川浸水対策全体計画策定委託料の入札減に伴い、1,100万円を減額するなど、土木費全体で8,689万4,000円の追加補正となっております。

続きまして、10款教育費でございますが、町内出身者からお寄せいただいた十和地域の子育て、教育等に対する指定寄附金500万円を、歳入の教育費寄附金に計上するとともに、歳出の小中学校管理備品購入費に300万円を追加計上したほか、当初予算において社会教育費に計上しております十和地区児童公園整備事業に200万円を充当するなど、教育費全体で238万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、12款公債費でございますが、平成19年度に高知県信用漁業協同組合連合会から、借入利率1.9%、償還期間25年で借りました合併特例債につきまして、後年度における公債費並びに地方債残高の抑制を図るため、今年度の定時償還に併せて、任意による繰上償還を行うこととし、元利償還金として1億4,909万4,000円を計上いたしております。

なお、その財源といたしまして、減債基金から同額を繰り入れることとしており、今後におきまして、財源や費用対効果はもとより、財政状況や金融情勢等も見極めながら、積極的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、14款予備費でございますが、これまでの充用状況等を踏まえ、300万円の追加補正を行っております。

最後に、職員の人件費でございますが、育休者の給与等について見直しを行うとともに、先ほどご提案させていただきました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直し等を行った結果、給料で712万8,000円の減額となる一方、職員手当及び共済費で1,800万7,000円の増額となり、一般会計全体で1,087万9,000円の増額補正となっております。

以上、歳出につきましてはただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしまして、各事業の進捗状況等をもとに、特定財源について精査を行うとともに、新たに国の補正予算関連事業に係る国・県支出金並びに町債等を見込み、なお不足する財源につきましては、普通交付税の留保分7,283万8,000円に対応することとしており、補正後における普通交付税の留保額は4,565万円となっております。

また、繰入金のうち、特別会計繰入金では、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきまして、県補助金や貸付金収入の増額に伴い、必要な事業費以上の歳入が見込まれたため、

歳入超過となりました1,263万7,000円を一般会計への繰入金として計上したほか、基金繰入金では、先ほどご説明申し上げた町債の繰上償還に伴う減債基金繰入金など、合わせて1億1,128万9,000円を追加補正するなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4億2,000万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ170億3,000万円となっております。

なお、今回の追加補正額4億2,000万円のうち、国の補正予算関連事業費が約2億4,900万円、町債の任意による繰上償還費が約1億4,900万円となっており、これらの特殊事情を除く通常分は約2,200万円の追加補正となっております。

また、累計予算額170億3,000万円のうち、先ほどご説明申し上げた国の補正予算関連事業費と町債の任意による繰上償還費に、ふるさと納税関連経費約19億300万円を加えた特殊事情分は、合わせて約23億100万円となり、これらを除いた実質的な累計予算規模は約147億2,900万円となっております。

続きまして、第2表の繰越明許費でございますが、当初予算で議決いただき、県の補助金を活用し、補助を予定しております小規模多機能型居宅介護事業所建設事業につきまして、補助事業者が実施した工事入札の二度にわたる不調により、工事着工のめどが立たず、工事の竣工時期が翌年度になることが明らかとなったことから、県の繰越措置に併せて、あらかじめ繰越明許の予算措置を講じようとするもので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表に記載のとおり計上いたしております。

最後に、地方債の補正でございますが、第3表に記載のとおり、国の補正予算関連事業に伴う追加や、事業内容の見直し等に伴う変更につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第110号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第110号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第18、議案第111号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第112号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第113号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第114号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第115号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第116号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第111号から議案第116号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第111号から議案第116号までの各特別会計補正予算案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第111号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、人件費の見直しによる増額、並びに変更決定に伴う後期高齢者支援金及び介護納付金の減額が主な歳出内容でありまして、これを賄う歳入につきましては、一般会計繰入金の増額及び国庫支出金の減額など、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上、今回の補正額は歳入歳出それぞれ160万円の追加計上となり、累計予算総額は34億4,250万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る12月5日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第112号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出の人件費で91万8,000円を増額する一方、人件費

を除く一般管理費で71万8,000円、給食費で20万円をそれぞれ減額いたしております。これにより、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の4億3,420万円となっております。

続きまして、議案第113号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出の総務費で49万6,000円、医業費で70万4,000円をそれぞれ増額する一方、積立金で120万円を減額いたしております。これにより、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の1億470万円となっております。

続きまして、議案第114号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出の総務費で5万円、医業費で5万円をそれぞれ増額しており、これを賄う歳入につきましては、診療収入で10万円を増額いたしております。これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の追加計上となり、累計予算総額は1,070万円となっております。

続きまして、議案第115号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料賦課額の見込額がおおよそ判明したこと及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴いまして、歳入では保険料及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出では広域連合納付金の減額が主な補正内容となっております。

以上、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。今回の補正額は歳入歳出それぞれ800万円の減額補正となり、累計予算総額は3億410万円となっております。

最後に、議案第116号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳出につきましては、本年度の実績見込みに基づきまして、必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費の見直しを行っております。

主な補正内容といたしましては、2款保険給付費におきまして、介護サービス等諸費及

び介護予防サービス等諸費について減額する一方、特定入所者介護サービス等費について増額をいたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,830万円の減額補正となり、累計予算総額は26億8,580万円となっております。

以上6件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第111号から議案第116号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号から議案第116号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第24、議案第117号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第118号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議案第119号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第120号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第121号平成28年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第117号から議案第121号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第117号から議案第120号までの各特別会計補正予算並びに議案第121号の水道事業会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第117号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、総務管理費におきまして、人件費で15万3,000円の増額となる一方、水道事業への統合時期が3年間延期になったことから、水道事業統合経営分析等業務委託料で670万円を減額いたしております。また、建設改良費の施設増補改良費におきまして、県道等の改良工事の予定が後年度に見送られたことに伴い1,800万円の減額をするとともに、建設改良事業費では、国庫補助事業要望額の採択率が低率になったこと及び国の追加補正が見込めないことから事業内容を見直し、2億6,305万3,000円を減額いたしております。

一方、歳入では、建設改良費の減額に伴い、国庫補助金で9,582万2,000円、町債で1億4,930万円、雑収入で1,020万円を減額するとともに、一般会計繰入金で3,177万8,000円を減額いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2億8,710万円の減額補正となり、累計予算総額は8億4,000万円となっております。

続きまして、議案第118号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本事業は、貸付け先からの貸付金元利収入や県補助金が主な財源となっており、その不足分について一般会計からの繰入金によって賄ってまいりましたが、不良債権に対する法的措置並びに回収不能債権に対する県補助金等により、必要な事業費以上の歳入が確保できたため、本会計における地方債残高655万9,000円について繰上償還を行うこととし、これにより、本年度末における地方債残高はゼロとなる見込みとなっております。また、併せて、予定をしておりました一般会計からの繰入金を見送った上で、余剰となりました1,263万7,000円を一般会計へ繰り出すことといたしております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,750万円の追加計上となり、累計予算総額は2,160万円となっております。

続きまして、議案第119号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の歳出予算の主な内容でございますが、事業費のうち、国の補助事業により要望しておりました施設の長寿命化事業が翌年度に見送りとなったため、機能診断調査委託料で500万円を減額補正しております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ500万円の減額補正となり、累計予算額は2,540万円となっております。

続きまして、議案第120号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の歳出予算の主な内容でございますが、一般会計でご説明申し上げたとおり、給与条例の改正等に伴い、総務管理費の人件費で7万9,000円の増額補正となっております。

なお、これを賄う歳入といたしまして、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ7万9,000円の増額補正となり、累計予算総額は5,707万9,000円となっております。

最後に、議案第121号平成28年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、営業費用におきまして人件費の見直しや水道料金・企業会計システム更新委託料を新たに計上したことにより、68万8,000円の増額補正となっております。

次に、営業外費用については、昨年度借り入れた起債の利率が確定したことにより、支払利息で143万7,000円を減額補正いたしております。

以上5件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

ここで、先ほど私が提案理由のご説明を申し上げたときの議案番号が誤っておりましたので、訂正させていただきたいと思います。「議案第108号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償」と申し上げましたが、議案第106号の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第117号から議案第121号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第117号から議案第121号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第29、陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時32分 散会